

坂戸市告示第67号

坂戸市さかど自慢の逸品認定要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

坂戸市長 石川 清

坂戸市さかど自慢の逸品認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の事業者が製造し、及び販売している商品をさかど自慢の逸品として認定することにより、その普及の促進を図り、もって地域産業の振興に資するため、さかど自慢の逸品の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請者の要件)

第2条 さかど自慢の逸品の認定の申請をすることができる者は、次に掲げる要件を満たす法人その他の団体又は事業を営む個人とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 市内に事務所又は事業所を有すること。

イ その他市長が認める者であること。

(2) 市町村民税（前号アに該当する事業を営む個人であって市内に住所を有しないものにあつては、当該事業を営む個人が住所を有する市町村の市町村民税）を滞納していないこと。

(3) 当該事業を1年以上継続していること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）（法人その他の団体にあつては、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。））又は暴力団関係者（坂戸市暴力団排除条例（平成24年坂戸市条例第29号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。

(認定の要件)

第3条 さかど自慢の逸品の認定を受けることができる商品は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次に掲げるいずれかの条件に該当するものであること。

ア 食品及び工業製品にあつては、市内の事業所で製造し、又は市内事業者が外部に委託して製造しているもの

イ 農畜水産物にあつては、市内で生産されているもの

ウ その他市長が認めるもの

(2) 次に掲げるいずれかの特性があるものであって、地域産業、観光等の振興につながる要素を持つものであること。

ア 坂戸市の歴史、文化、地域等にゆかりがあるもの

イ 主に坂戸市産の素材を使用しているもの

ウ 品評会等で優秀な成績を収めているもの

エ 特許を受けたもの等の独自の工夫があるもの

オ その他市長が認めるもの

(3) 店舗において又はインターネット等を通じて購入することができるものであること。

(4) 法令に適合しているものであること。

(認定の申請)

第4条 さかど自慢の逸品の認定を受けようとする者は、坂戸市さかど自慢の逸品認定（更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 商品の写真又は画像データ

(2) 市内に事務所又は事業所を有することを証する書類

(3) 当該事業を1年以上継続していることを証する書類

(4) 市町村民税の納税証明書（法人の場合にあっては、代表者の納税証明書）

(5) その他市長が必要と認める書類

（さかど自慢の逸品の認定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、第7条第1項に規定するさかど自慢の逸品認定検討委員会の意見を聴取するものとする。

2 市長は、前項の規定による意見を参考に認定の可否を決定し、坂戸市さかど自慢の逸品認定（不認定）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 さかど自慢の逸品の認定の有効期間は、認定を受けた日の属する年度の末日までとする。

（さかど自慢の逸品認定検討委員会）

第7条 さかど自慢の逸品の認定に関し客観性を高めるため、さかど自慢の逸品認定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

- 2 検討委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 産業団体関係者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 関係行政機関職員
  - (4) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 検討委員会に、委員長と副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。
- 8 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 9 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 10 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(周知)

第8条 市長は、さかど自慢の逸品を広く市民に周知するとともに、必要に応じて市の商工業振興政策に基づく指導又は助言を行うものとする。

(更新の申請)

第9条 さかど自慢の逸品の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定の有効期間満了後引き続き認定を希望する場合は、当該認定の有効期間の満了日の属する月に市長に申請し、認定の更新を受けなければならない。

- 2 第4条及び第5条の規定は、前項の認定の更新について準用する。ただし、申請内容が当該申請時に受けている認定の内容と変更がない場合は、検討委員会の意見聴取及び第4条に規定する書類等の添付を省略することができる。

(認定の変更)

第10条 認定事業者は、当該認定に係るさかど自慢の逸品の内容を変更しようとするときは、坂戸市さかど自慢の逸品認定内容変更申請書（様式第

3号)に変更内容が分かる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、坂戸市さかど自慢の逸品認定内容変更承認・不承認決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の変更の認定の有効期間は、当該変更の認定前に受けた認定の残存期間とする。

(認定の取消しの届出)

第11条 認定事業者は、さかど自慢の逸品の認定の取消しを希望するときは、坂戸市さかど自慢の逸品認定取消届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第12条 市長は、さかど自慢の逸品が次の各号のいずれかに該当するときは、さかど自慢の逸品の認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。

(2) 第2条及び第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 前条の規定による届出書の提出があったとき。

(4) その他市長がさかど自慢の逸品の認定を取り消すことについてやむを得ない事情があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりさかど自慢の逸品の認定の取消しをする場合は、坂戸市さかど自慢の逸品認定取消通知書(様式第6号)により、当該認定事業者に通知するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。